質問及びご回答欄　　お名前　生活者ネットワーク世田谷区議団

１．世田谷区の「住民参加の街づくり」の現状について、お考えをお示しください。

　かつては先駆的だった街づくり条例も、法律に追い越され、条例そのものも時代遅れとなった上、その運用面からもさまざまな問題を起こしています。世田谷の街にも大きな開発の波が寄せるようになり、区民がこれまではぐくんできたみどり豊かな街並みを次世代へ繋いでいくために、今こそ住民参加で区民主体の街づくりをすすめることが重要だと考えています。

２．以下、現行街づくり条例又は素案についてお尋ねします。

①前文を置くことについて、どうお考えですか。符号に○をお付けください。

　○ア．前文はあった方がよい　　イ．前文はなくてもよい
　ウ．その他→

②国や都の公共事業やその他の都市計画事業も街づくり条例の対象とすることについてどうお考えですか。符号に○をお付けください。

　○ア．当然である　　イ．場合による　　ウ．必要ない
　エ．その他→

③前問に関連して、現行街づくり条例（素案も同じ）第3条第2号の「事業者」の定義中の「公共的団体」、「それに準ずる団体」とは何を指すとお考えですか。例示でも結構です。

　公共的団体　　税金が投入される事業を行う団体
　それに準ずる団体　同上

④現行街づくり条例（素案も同じ）には、第9条をはじめ「区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする」との規定がありますが、この措置とは、どのような措置とお考えでしょうか。また、どのような措置が望ましいとお考えですか。都市整備方針策定の場合を例にお答えください。

　現状についてお考えの措置　区としてはパブリックコメント、「フォーラム」などを実施しているが、「反映」という点ではまったく不十分である。
　望ましいとお考えの措置　意見を反映するためのパブリックコメント、フォーラムなどの意見交換会、市民討議会など

⑤素案第4章には3,000㎡以上の土地を対象として土地取引行為の届出と建築構想の届出が規定されています。制定による効果についてお尋ねします。符号に○をお付けください。

　ア．十分効果が上がると思う　　○イ．一定程度の効果は上がると思う
　○ウ．もっと小規模な敷地まで対象にしないと効果が上がるとはいえないと思う
　エ．その他→

●別紙を用いてご自由にご意見等をお寄せください。必ずお名前をお書きください。
（この部分については、公開希望又は非公開希望とお書きください。）

※正式な意見等は、第３回定例会にて表明いたします。

以上